

兵庫県公報

平成23年6月24日 金曜日 第2297号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（社会援護課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の辞退の届出（同）	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	5
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の指定（同）	6
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の廃止の届出（同）	6
○県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	7
○漁船保険の付保義務の消滅（水産課）	7
○漁船保険の付保義務の発生（同）	7
○保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	7
○公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	8
○昭和62年兵庫県告示第997号（水防管理団体及び水防警報を行う河川・海岸の指定）の一部改正（河川整備課）	8
○道路の位置指定（建築指導課）	8
公安委員会告示	
○遊泳区域の指定	8
警察本部公告	
○入札公告	11

告 示

兵庫県告示第697号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

平成23年6月24日

兵庫県知事 井戸敏三

指定医療機関

名称	所在地	開設者	指定年月日
明石医療センター	明石市大久保町八木743-33	医療法人社団明石医療センター	平成23年4月1日
中西薬局駅前店	同 市魚住町錦が丘4-5-1 駅前NSビル1F	有限会社中西薬局	同
新世薬局洲本本町店	洲本市本町2-2-11	新世薬品株式会社	平成23年5月1日
内町クリニック	同 市本町3-2-41	高橋裕子	同

兵庫県告示第698号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成23年6月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
兵庫県立リハビリテーション西播磨病院	たつの市新宮町光都1-7-1	医療機関名称	兵庫県立西播磨総合リハビリテーションセンターリハビリテーション西播磨病院	兵庫県立リハビリテーション西播磨病院	平成23年4月1日
南あわじ市国民健康保険灘診療所	南あわじ市灘土生302	同 上	南あわじ市灘診療所	南あわじ市国民健康保険灘診療所	同

2 廃止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	開設者	廃止年月日
明石医療センター	明石市大久保町八木743-33	社団法人明石市医師会	平成23年3月31日
中西薬局駅前店	同 市魚住町錦が丘4-5-1	有限会社中西薬局	同
むらまつ歯科クリニック	芦屋市呉川町11-22	村 松 崇 稔	平成23年4月30日
森内科医院	伊丹市南野6-7-13	森 泰 三	同 年3月31日
高田医院	同 市森本2-190	医療法人社団高田医院	同
大木医院	同 市鴻池3-4-3 グランバルデ鴻池1A	大 木 篤	平成23年4月30日
梅田皮膚科クリニック	同 市西台2-6-5	医療法人社団サンマーク会	同
昆陽の里眼科	同 市池尻1-51 山本ビル2F	三反田 智 博	同
加古川市民病院	加古川市米田町平津384-1	加古川市長	平成23年3月31日
神鋼加古川病院	同 市平岡町一色797-295	株式会社神戸製鋼所	同
山本外科整形外科	同 市加古川町寺家町90-2	山 本 明	同
前田クリニック	宝塚市中山寺1-10-6	前 田 修	同
山本医院	同 市売布2-14-16	山 本 重 治	同
ふせ耳鼻咽喉科	高砂市荒井町東本町1-27	布 施 愉 香	平成23年4月30日
ホワイト薬局川西店	川西市大和西1-97-7 兼古書店駅前ビル2F 203	有限会社ホワイト企画	同 年3月21日
みやこ薬局柏原店	丹波市柏原町母坪386-2	有限会社友見	同 月31日
宍粟市夜間応急診療所	宍粟市山崎町船元34-1	宍粟市長	平成23年4月3日
やました眼科	同 市山崎町千本屋195	山 下 幸 輝	同 月30日
藤原歯科クリニック	加東市新町298-3	藤 原 秀 夫	同
うえだ皮フ科クリニック	加古郡播磨町野添1667-15	上 田 正 登	同
浅井クリニック	同 郡同 町宮北1-6-15	浅 井 達 哉	同
廣瀬医院	佐用郡佐用町三日月115	廣 瀬 博 一	昭和36年9月30日



兵庫県告示第699号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から辞退の届出があった。

平成23年6月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

辞退の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	開設者	辞退年月日
黒田歯科医院	伊丹市昆陽北2-4-3	黒 田 真 司	平成23年6月1日



兵庫県告示第700号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

平成23年6月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	指定年月日
デイサービスセンターふれんど明石	明石市樽屋町20-1	有限会社カインドリー	通所介護、介護予防通所介護	平成23年3月1日
訪問看護ステーション明石リハ	同 市西明石西町2-17-30	有限会社明石福祉介護サービス	訪問看護、介護予防訪問看護	同
洲本市立デイサービスセンターうしお	洲本市矩口2-9-2	洲本市長	認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護	同
高齢者生協ケアステーションひだまり	同 市五色町都志350	兵庫県高齢者生活協同組合	訪問介護、居宅介護支援、介護予防訪問介護	平成23年4月1日
洲本市立デイサービスセンターやまて	同 市山手2-2-26	洲本市長	認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護	同 年5月1日
新世薬局洲本本店	同 市本町2-2-11	新世薬品株式会社	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	同
デイサービスげんきな学校	同 市宇山1-4-17	株式会社ドリームサポート	通所介護、介護予防通所介護	同
まごころ訪問看護ステーション	芦屋市川西町15-17-202	株式会社メディケア・プランニング	訪問看護、介護予防訪問看護	平成23年4月1日
ひかりケアセンター芦屋	同 市茶屋之町1-19 シンプレックス芦屋	有限会社コース	訪問介護、居宅介護支援、介護予防訪問介護	同
フクユデイサービスほっと	伊丹市池尻7-184	フクユ管理サービス有限公司	介護予防通所介護	平成23年3月5日
森内科医院	同 市南野6-7-13	森 淳 一	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	同 年4月1日
高田医院	同 市森本2-120	医療法人社団高田医院	同 上	同
デイサービスセンターかざぐるま	同 市安堂寺町4-206	株式会社地域の輪・知恵の輪	通所介護、介護予防通所介護	同
らぼーる	同 市荻野2-30-1 御園第5マンション302	合同会社c o c o r o	居宅介護支援	平成23年5月11日

小規模多機能型居宅介護事業所たんぼぼ	相生市那波大浜町24-21	株式会社佐公間建設工業	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	同 月2日
デイサービスセンター和	加古川市平岡町新在家2333-2	医療法人社団奉志会	通所介護、介護予防通所介護	平成23年4月1日
ケアプランセンターしおん	たつの市揖保川町本條241-17	株式会社真音	居宅介護支援	同
前田クリニック	宝塚市中山寺1-10-6	医療法人社団前田クリニック	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	同
真心デイサービス	同 市中山寺2-8-1 カルム中山205	株式会社真	通所介護、介護予防通所介護	平成23年4月18日
ベストエイジング川西能勢口	川西市栄町25-1 アステ川西5F 502	株式会社抗加齢医学研究所	同 上	同 月1日
訪問看護ステーションスマイルライフ	小野市上本町158-19	株式会社スマイルライフ	訪問看護、介護予防訪問看護	平成23年5月9日
ハッピーライフホームヘルプステーション三田	三田市南が丘2-6-12	株式会社ハッピーライフ	訪問介護、介護予防訪問介護	同 年4月1日
有限会社いきいき福祉用具貸与事業所	南あわじ市山添82-1 細川テナント1F	有限会社いきいき	福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、介護予防特定福祉用具販売	同 年5月1日
いくの喜楽苑デイサービス「元気・とちはら」	朝来市生野町柘原562	社会福祉法人きらくえん	通所介護、介護予防通所介護	同 月16日
生野地域包括支援センター	同 市生野町口銀谷747-3 生野保健センター内	同 上	地域包括支援センター	同
有限会社ルーカス	加古郡播磨町野添城3-6-17	有限会社ルーカス	福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、介護予防特定福祉用具販売	平成23年4月1日
ヒューマンティーケアセンター稲美	同 郡稲美町国岡907	株式会社ヒューマンティー	訪問介護、介護予防訪問介護	同
訪問介護事業所咲来	同 郡播磨町北本荘7-9-15	株式会社ワコウ塗装工業	同 上	平成23年6月1日
ケアプランクローバー	揖保郡太子町佐用岡930-1	株式会社クローバー	居宅介護支援	同 年4月1日



兵庫県告示第701号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成23年6月24日

兵庫県知事 井戸敏三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
フクユデイサービスほっと	伊丹市池尻7-184	事業所名称	フクユデイサービス事業所	フクユデイサービスほっと	平成18年6月1日

ハッピーライフ デイサービスセン ター三田	三田市南が丘2-6-3	同 上	ねごろ整形デイ サービスセンター	ハッピーライフ デイサービスセン ター三田	平成22年2月1日
-----------------------------	-------------	-----	---------------------	-----------------------------	-----------

2 廃止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	廃止年月日
デイサービスセンター ふれんど明石	明石市天文町1-4-11 サ ンハウス天文1F	有限会社カインドリー	通所介護、介護予防 通所介護	平成23年2月28日
デイサービスセンター ふれんど明石中央	同 市樽屋町20-1	同 上	同 上	同
ホームヘルプステー ション二見の家	同 市二見町西二見駅前2- 56	医療法人伯鳳会	訪問介護、介護予防 訪問介護	平成23年4月30日
有限会社いきいき福祉 用具貸与事業所	洲本市塩屋1-1-17 アル チザンスクエア1F	有限会社いきいき	福祉用具貸与、特定 福祉用具販売、介護 予防福祉用具貸与、 介護予防特定福祉用 具販売	同
高田医院	伊丹市森本2-190	医療法人社団高田医院	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管 理指導	平成23年3月31日
前田クリニック	宝塚市中山寺1-10-6	前 田 修	同 上	同
在宅介護支援センター 淡路	淡路市岩屋3373	社会福祉法人聖隷福祉 事業団	居宅介護支援	同



兵庫県告示第702号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当する者を次のとおり指定した。

平成23年6月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定施術者

施術者	施術所名称	所在地	指定年月日
渡 邊 直 樹	息吹接骨院	明石市貴崎3-21-10 シャトー貴崎114	平成23年4月21日
宮 崎 大 介	みやざき整骨院	芦屋市茶屋の町4-12 辰巳第一マンション 102	同 年5月1日
青 野 忠	ふく保健整骨院	加古川市東神吉町出河原662 ロックタウン F棟5	同 年4月18日
谷 内 孝 次	はりま訪問マッサージ	同 市平岡町新在家946-9	同 年5月18日
平 山 克 士	平山接骨院	朝来市新井626-6	同 年4月27日
網 代 勝 夫	網代接骨院	淡路市郡家386-2	同 月4日



兵庫県告示第703号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術者から廃止の届出があった。

平成23年6月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

廃止の届出があった指定施術者

施術者	施術所名称	所在地	廃止年月日
網代勝夫	網代接骨院	淡路市郡家386-3	平成23年4月3日



兵庫県告示第704号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成23年6月10日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に對し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に對してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成23年6月24日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農業用河川工作物応急対策事業 （大規模）	十王堂地区	平成23年6月24日から 同 年7月14日まで	加東市役所
ため池等整備事業（一般） ため池整備工事 小規模	今ヶ浴池地区	同	佐用郡 佐用町役場



兵庫県告示第705号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、平成19年兵庫県告示第719号（漁船保険の付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、平成23年7月7日限りで消滅する。

平成23年6月24日

兵庫県知事 井戸敏三

曾根町加入区



兵庫県告示第706号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、平成23年7月8日から発生する。

平成23年6月24日

兵庫県知事 井戸敏三

曾根町加入区



兵庫県告示第707号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成23年6月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
佐用郡佐用町上石井字サブヤガイチ1023から1025まで、字寺ノ上ミ1030の1、1030の2
- 2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字寺ノ上ミ1030の1・1030の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第708号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成23年6月24日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量 2点）

2 作業期間

平成23年4月1日から同年5月12日まで

3 作業地域

尼崎市武庫豊町地区



兵庫県告示第709号

昭和62年兵庫県告示第997号（水防管理団体及び水防警報を行う河川・海岸の指定）の一部を次のように改正し、平成23年6月24日から施行する。

平成23年6月24日

兵庫県知事 井戸敏三

1中「上郡町」の次に「、佐用町」を加える。



兵庫県告示第710号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成23年6月24日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H23但豊位置 0001号	23.6.10	豊岡市九日市上町字下川原966番1の一部	5.00	36.76

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第356号

水難事故等の防止に関する条例（平成7年兵庫県条例第8号）第7条第1項の規定に基づき、遊泳区域を指

定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年6月24日

兵庫県公安委員会

委員長 下村俊子

海水浴場の名称	所在地	遊泳区域	遊泳区域の指定期間	管轄警察署
須磨海水浴場	神戸市須磨区須磨浦通1丁目から6丁目まで及び若宮町1丁目	神戸市須磨区須磨浦通1丁目から6丁目まで及び若宮町1丁目地先の海域で、須磨海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成23年7月7日から同年8月31日まで	須磨警察署
明石松江海水浴場	明石市林崎町1丁目から3丁目まで及び松江	明石市林崎町1丁目から3丁目まで及び松江地先の海域で、明石松江海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成23年7月1日から同年8月31日まで	明石警察署
的形海水浴場	姫路市的形町の形	姫路市的形町の形地先の海域で、的形海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成23年7月1日から同年8月31日まで	飾磨警察署
白浜海水浴場	姫路市白浜町丙	姫路市白浜町丙地先の海域で、白浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成23年7月1日から同年8月31日まで	飾磨警察署
男鹿島立の浜海水浴場	姫路市家島町宮	姫路市家島町宮地先の海域で、男鹿島立の浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成23年7月2日から同年8月31日まで	飾磨警察署
男鹿島青井の浜海水浴場	姫路市家島町宮	姫路市家島町宮地先の海域で、男鹿島青井の浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成23年7月9日から同年8月31日まで	飾磨警察署
兵庫県立いえしま自然体験センターシンボルゾーン	姫路市家島町坊勢	姫路市家島町坊勢地先の海域で、兵庫県立いえしま自然体験センターシンボルゾーンの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成23年7月2日から同年9月25日まで	飾磨警察署
新舞子海水浴場	たつの市御津町黒崎	たつの市御津町黒崎地先の海域で、新舞子海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成23年6月27日から同年8月31日まで	たつの警察署
気比の浜海水浴場	豊岡市気比	豊岡市気比地先の海域で、気比の浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成23年7月10日から同年8月23日まで	豊岡北警察署
竹野浜海水浴場	豊岡市竹野町竹野	豊岡市竹野町竹野地先の海域で、竹野浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成23年7月1日から同年8月25日まで	豊岡北警察署

諸寄・塩谷浜海水浴場	美方郡新温泉町諸寄	美方郡新温泉町諸寄地先の海域で、諸寄・塩谷浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成23年7月1日から同年8月31日まで	美方警察署
三田浜海水浴場	美方郡香美町香住区下浜	美方郡香美町香住区下浜地先の海域で、三田浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成23年7月16日から同年8月15日まで	美方警察署
安木浜海水浴場	美方郡香美町香住区安木	美方郡香美町香住区安木地先の海域で、安木浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成23年7月16日から同年8月16日まで	美方警察署
佐津海水浴場	美方郡香美町香住区訓谷	美方郡香美町香住区訓谷地先の海域で、佐津海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成23年7月16日から同年8月21日まで	美方警察署
大浜海水浴場	洲本市海岸通1丁目	洲本市海岸通1丁目地先の海域で、大浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成23年7月1日から同年8月31日まで	洲本警察署
岩屋海水浴場	淡路市岩屋	淡路市岩屋地先の海域で、岩屋海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成23年7月16日から同年8月21日まで	淡路警察署
浦県民サンビーチ	淡路市浦	淡路市浦地先の海域で、浦県民サンビーチの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成23年7月16日から同年8月21日まで	淡路警察署
北淡室津ビーチ	淡路市室津	淡路市室津地先の海域で、北淡室津ビーチの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成23年7月16日から同年8月21日まで	淡路警察署
北淡県民サンビーチ	淡路市野島臺浦	淡路市野島臺浦地先の海域で、北淡県民サンビーチの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成23年7月16日から同年8月21日まで	淡路警察署
多賀の浜海水浴場	淡路市多賀	淡路市多賀地先の海域で、多賀の浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成23年7月16日から同年8月21日まで	淡路警察署
慶野松原海水浴場	南あわじ市松帆古津路及び松帆慶野	南あわじ市松帆古津路及び松帆慶野地先の海域で、慶野松原海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成23年7月16日から同年8月21日まで	南あわじ警察署

警 察 本 部 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成23年6月24日

契約担当者

兵庫県警察本部長 坂 明

1 調達内容

- (1) 件名及び数量
自動車保管場所証明システム 一式（賃貸借）
- (2) 調達物品の特質等
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書及び仕様書で指定する特質等を有すること。
- (3) 契約期間
平成24年1月1日（日）から平成28年12月31日（土）まで
- (4) 履行場所及び仕様
兵庫県警察本部長が指定する場所
- (5) 入札方法
上記(1)について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 兵庫県暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 白石
電話（078）341-7441 内線 2252
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成23年6月24日（金）から同年7月8日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札・開札の日時及び場所
平成23年8月3日（水）午前11時00分
神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫県警察本部4階 入札室
- (4) 入札書の提出期限
(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、平成23年8月2日（火）午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成23年8月1日（月）午後1時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部

長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結予定日（平成23年8月10日（水））までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険を締結する場合は、保険証書を契約保証金に代えて契約締結予定日までに前記3(1)に提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した業務が履行できることを証明する書類を平成23年7月8日（金）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送すること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成23年8月10日（水））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、上記1(1)の件名の総額の金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Akira Saka, Director of Hyogo Prefectural Police H.Q.

(2) Nature and quantity of the products to be purchased:

Hyogo Prefectural Police One Stop Service System, 1 set

(3) Team of a contract:

From January 1, 2012 through December 31, 2016

(4) Delivery place:

Hyogo Prefectural Police H.Q. Building

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 July 8, 2011

(6) Deadline for tender:

17:00 August 2, 2011 by mail;

11:00 August 3, 2011 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Shiraishi, Facilities Section, Accounting Division, Hyogo Prefectural Police H. Q.

5-4-1, Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

TEL (078)341-7441 Ext 2252